

未来につながる持続可能な農業推進コンクール実施要領

制定	平成 26 年 5 月 13 日	26 生産第 488 号
改正	平成 27 年 5 月 26 日	27 生産第 714 号
改正	平成 28 年 5 月 31 日	28 生産第 456 号
改正	平成 29 年 9 月 11 日	29 生産人第 235 号
改正	平成 30 年 8 月 8 日	30 生産人第 182 号
改正	令和元年 6 月 24 日	元生産人第 62 号
最終改正	令和 3 年 6 月 28 日	3 生産第 684 号

1. 趣旨

食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）において、食料等の供給や多面的機能の重要性から、農業の自然循環機能が維持増進されることにより、農業の持続的な発展が図られなければならないとされている。

このため、農林水産省では、農業生産活動の持続性の確保に向けて、農業の自然循環機能を活かし、農業生産に由来する環境への負荷を低減する取組として、また、食料の安定供給・農業の持続的発展と地球環境の両立に向け、有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進しているとともに、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理等の持続可能性を確保するための一連の取組である G A P を推進しているところである。

この一環として、持続可能な農業の確立を目指し意欲的に経営や技術の改善等に取り組んでいる農業者等を表彰し、その成果を広く紹介することによって、関係者の意欲を喚起し、国民の理解を深め、もって我が国における持続可能な農業の普及・拡大の加速化を図ることとする。

2. 表彰者

農林水産大臣、農林水産省生産局長

3. 実施主体

農林水産省

4. 表彰点数

農林水産大臣賞 2 点以内

(1) G A P 部門 1 点以内

(2) 有機農業・環境保全型農業部門 1 点以内

生産局長賞 6 点以内

(1) G A P 部門 3 点以内

(2) 有機農業・環境保全型農業部門 3 点以内

5. 表彰対象者

以下に掲げる部門ごとに農業者、農業団体及び教育機関等から選考するものとし、その詳細は農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）に定める。

(1) G A P 部門

(2) 有機農業・環境保全型農業部門

6. 応募

コンクールに応募しようとする者（自薦・他薦を問わない。）は、応募用紙に必要な事項を記入し、G A P 部門にあつては都道府県G A P 担当部署に、有機農業・環境保全型農業部門にあつては都道府県環境保全型農業担当部署に、原則として、コンクールを実施する年度の公募要領に定める日までに提出する。

7. 都道府県の推薦

都道府県G A P 担当部署及び環境保全型農業担当部署は、応募用紙の提出のあった事例について、必要に応じて現地調査や市町村からの意見聴取を実施後、推薦調書を添付した上で、北海道にあつては農林水産省北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課、その他の都府県にあつては地方農政局生産部生産技術環境課にコンクールを実施する年度の公募要領に定める日までに提出するものとする。

なお、推薦書は、必要に応じて市町村が作成することができるものとする。

8. 選賞審査

表彰の候補を適正かつ円滑に選定するため、G A P 及び有機農業・環境保全型農業に関し学識経験等を有する委員で構成する審査委員会を設置する。

審査委員会の委員は、生産局長が委嘱するものとする。審査委員会の長は、委員の互選によりこれを定める。

審査委員会は、提出のあった事例について、コンクールを実施する年度の公募要領

で定める審査項目に照らして審査し、表彰の候補を選定する。

なお、審査委員会議事は、原則、非公開とする。

その他、審査委員会の運営に関して必要な事項は、生産局長が定めるものとする。

9. 表彰事例の普及

GAP及び有機農業・環境保全型農業の推進に資するため、表彰の情報については農林水産省ホームページに掲載するなど、広く活用するものとする。